

公立大学法人埼玉県立大学時間外勤務手当に関する規程

平成２２年４月１日

規 程 第 ４ ５ 号

（趣旨）

第１条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成２２年規則第２７号。以下「規則」という。）に基づき、時間外勤務手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（年次有給休暇等を取得した日の特例）

第２条 規則第１８条第１項各号において年次有給休暇等を取得した日の場合、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成２２年規則第２２号）第３条に規定する所定労働時間に達するまでの勤務時間にかかる勤務１時間当たりの額は、規則第２１条第２項を準用する。

（時間外勤務手当を支給する時間から除かれる時間）

第３条 規則第１８条第２項の公立大学法人埼玉県立大学時間外勤務手当に関する規程に定める時間は、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２２年規程第２７号。以下「勤務時間規程」という。）第４条第２項の規定によりあらかじめ定められた１週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）が３８時間４５分に満たない場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 勤務時間規程第５条の規定により週休日の振替等がなされた場合の１週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が３８時間４５分以下の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- 二 割振り変更後の正規の勤務時間が３８時間４５分を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち３８時間４５分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。